平成２７年（フ）第２３１号
和歌山市狐島401番地２　ソレイユ３番館101号室
債務者　濵岡　克実
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３９号
和歌山市関戸４丁目１番11号
債務者　岡田　眞二
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２００号
佐賀県小城市三日月町久米1408番地17、前住所佐賀県小城市三日月町樋口920番地１　メルベールメゾンⅠ　203号
債務者　古本　順司
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
神戸市長田区重池町２丁目８番７号Ｇｒｅｅｎ　Ｂｅｌｌ　Ｈｉｌｌｓ201号
債務者　福岡　篤志
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９８号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番22―900号
債務者　水谷設備こと　水谷　秀一
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１７号
神戸市須磨区横尾１丁目12番地の１　17号棟711号
債務者　田中　元始
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１８号
神戸市須磨区横尾１丁目12番地の１　17号棟711号
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２８号
神戸市長田区丸山町１丁目５番６号、従前の住所神戸市長田区花山町２丁目５番８号
債務者　新谷　拓之
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
宮城県石巻市渡波字黄金浜152番地２　県営住宅２―202号、前住所仙台市宮城野区岩切字台屋敷137番地の６
債務者　赤間真奈美（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜152番地２　県営住宅２―202号、前住所仙台市宮城野区岩切字台屋敷137番地の６
債務者　赤間　浩行
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１０６３号
愛知県東海市富木島町山田12番地の50　エスペランタ上野台（505号）
債務者　村上　賀代
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７３号
名古屋市中川区服部５丁目1202番地　ポポラーレ幸Ｄ号
債務者　高橋　　隼
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１号
青森市大字野尻字今田91番地２　第２サンハイツ青森704号
債務者　梁瀬　　大
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
青森県弘前市大字鬼沢字山ノ越５番地14
債務者　葛西美喜男
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１１号
福島県田村市滝根町神俣金谷10―１　西松・奥村・大豊ＪＶ第二宿舎Ａ棟108号、住民票上の住所青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西増田32番地４
債務者　竹浪　洋司
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７２号
山口県下松市旗岡２丁目５番１―402号
債務者　辻屋　喜隆
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部